

- ・ 平成28年（2016年）8月 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年（2016年）3月）に基づき、「各府省庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定
⇒ 以後、各府省庁において、毎年度8月末に計画の見直しを行いながら、機構・定員要求や適切な処遇の確保等、各種取組を推進。
- ・ 平成31年（2019年）4月 平成30年度における各省計画の実施状況についてフォローアップを実施

①司令塔機能の強化

- サイバーセキュリティ・情報化審議官等の指示・指導の下、予算要求・執行等の適正化や定員の確保を図ったほか、デジタル・ガバメント中長期計画の策定等の取組について、主導的な役割を果たした。

②体制の整備・人材の拡充

- 平成31年度機構・定員要求について約60のポスト増（機構新設・振替含む）、適切な処遇の確保（俸給の調整額）について約40のポストが認められた。
- スキル認定（一定の業務経験と研修修了を要件とし、役職段階ごとの能力を評価）について、13府省庁において内部規定を制定。また、約160名の職員に対して認定を実施。（平成31年2月末時点）

③有為な人材の確保

- 平成31年度に橋渡し人材候補者・高度専門人材候補者として、9府省庁において新規採用職員約140名を採用。

④セキュリティ・IT人材育成支援プログラムの取組

- 総務省が実施する情報システム統一研修の受講者数は、昨年度を上回るのべ約9,300名。
- 16府省庁においてNISC、IT室、総務省行政管理局、個人情報保護委員会への出向を実施。

⑤一般職員のリテラシー向上

- 全ての府省庁において、全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修及び新規異動者を対象とした研修を実施。

⑥外部人材の確保

- 7府省庁において、高度な情報処理技術を有し、業務経験のある者が任期付職員として業務に従事。
- 12府省庁において、民間企業でセキュリティ・IT関係業務に従事した経験を有する者が官民交流・中途採用及び非常勤職員として業務に従事。

- ・ これまでの実施状況を踏まえ、本年8月末を目途として、来年度の機構・定員要求や適正な処遇の確保に向けた検討・要求、各省計画の見直し等を実施。